

石栄建物株式会社 介護職員研修課程 学則

（事業者の概要）

第1条 本研修は、次の事業者（以下当社という）が実施する。

- ・名称 石栄建物株式会社
- ・所在地 東京都世田谷区太子堂 2-13-1 佑和ビル
- ・代表者 代表取締役 林常雄
- ・事業者の名称 石栄建物株式会社 幕張国際研修センター
- ・事業者の所在地 千葉県千葉市美浜区ひび野 1-1
- ・研修事業責任者 根本清次
- ・研修事業副責任者 清川拓馬

（目的）

第2条 平成12年度に、介護保険制度が施行され、利用者のニーズに適応した総合的な介護・医療・福祉サービスの提供を行う人材の育成が求められている。介護・医療・福祉を必要とする高齢者や障害を持つ方々が、健康で幸せな生活を享受できる長寿社会を目指して、知識、技術、志の優れた人材を育成するために、本研修を実施する。

（研修の名称）

第3条 名称は次のとおりとする。

- ・石栄建物株式会社 介護職員初任者研修（通学課程）

（実施課程及び方式）

第4条 第2条の目的を達成する為に、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

- ・介護職員初任者研修（通学課程）

（研修実施場所）

第5条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は次のとおりとする。

- ・石栄建物株式会社 幕張国際研修センター
千葉県千葉市美浜区ひび野 1-1 本館 3階 会議室①・会議室②

（研修期間）

第6条 研修期間は別紙1 研修計画のとおり実施する。

（受講対象者及び定員）

第7条 受講対象者及び定員は次のとおりとする。

- ・石栄建物株式会社 介護職員初任者研修（通学課程）
（受講対象者）
 - ・修学に支障のない心身ともに健康である者
 - ・研修実施場所に通学可能な者
 - ・介護職員として従事する予定または従事することを希望する者
- （定員） 各回 36名 [最低開催人数：各回 12名]

（研修カリキュラム及び担当講師）

第8条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムおよび担当する講師は、別紙1 研修計画のとおりとする。但し講師の都合により変更になる場合がある。

（実習協力施設）

第9条 実習を実施する場合は、別紙5-1 実習施設一覧の場所で実施する。

(研修参加費用)

第10条 研修参加費用は原則として次のとおりとする。費用は、当社が指定する期日までに一括で納入すること。但し、受講申込後の返金は行わないものとする。(金額は全て税込)

・石栄建物株式会社 介護職員初任者研修(通学課程)

(受講料) 50,000円 (テキスト・教材代) 10,000円

2 当社の指定する企業や学校等に修了時点で在籍している者、もしくは研修を修了したのち当社の指定する企業や学校等に1年以上在籍することが確約できる者は、以下に定める金額を受講料から減免する。

・石栄建物株式会社 介護職員初任者研修(通学課程) 20,000円

(修了認定方法)

第11条 修了認定は、学則に記載された条項に違反せず、第8条に定めるカリキュラムを全て履修し、修了試験に合格した者を修了と認める。

2 介護職員初任者研修(通学課程)において、カリキュラム「9 ところとからだのしくみと生活援助技術」内の、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価を、実技試験も併せた方法により実施する。評価は『A(80点以上)』『B(60~79点)』『C(59点以下)』の3段階とし、A及びBを合格、Cは不合格とし再試験を受験するものとする。

(科目の免除)

第12条 科目免除は、一切認めないものとする。

(研修欠席者等に対する取扱い)

第13条 遅刻・欠席に関しては、原則として理由の如何にかかわらず認められない。但し、電車遅延については、公共機関発行の遅延証明書の提出により研修開始から15分までは認める。また、やむを得ず欠席する場合、「欠席届」を提出すること。

(補講)

第14条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を修了した者とみなす。但し、補講の上限は総時間数の5%までとする。補講にかかる受講料等については、研修時間1時間につき5,000円(税込)とする。また、補講は当社において実施するものとする。

(修了証書等の交付)

第15条 第11条により修了を認定された者は、当社において千葉県介護職員初任者研修事業実施事務取扱要綱様式8に規定する修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

(修了者管理の方法)

第16条 修了者の管理については次のとおりとする。

1 修了者は修了者台帳に記載し、千葉県で指定された様式に基づき知事に報告する。

2 修了証明書は、修了者の申し出により再発行を行うことができる。再発行依頼の際には依頼者は再発行申請書とともに有効な公的機関等が発行する写真つきの身分証明書等を提示するものとする。

(研修事業執行組織)

第17条 研修事業は当社幕張国際研修センターで行う。また、研修事業執行組織は次のとおりとする。

・研修事業責任者 根本清次

・研修事業副責任者 清川拓馬

(受講者の本人確認の方法)

第18条 受講申し込み受付の際に、下記により本人確認を行うこととする。

- ・ 戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票の提出
- ・ 在留カード等の提示
- ・ 健康保険証の提示
- ・ 運転免許証の提示
- ・ パスポートの提示

(使用教材)

第19条 研修に使用する教材は次のとおりとし、申込時に当社より購入するものとする。

中央法規株式会社 介護職員初任者研修テキスト (全2巻)

(募集手続き)

第20条 募集手続きは次のとおりとする。

- (1) 当社指定の申し込み用紙に必要事項を記載の上、期日までに申し込む。
ただし、定員に達した時点で申し込み受付は終了する。
- (2) 受講生の決定後、受講決定通知書を受講生あてに通知する。
- (3) 受講決定通知書を受け取った受講生は、指定の期日までに受講料等を納付する。
- (4) 当社は受講初日に本人確認を行い、教材を配布する。

(受講の取り消し)

第21条 次の各号に該当する者は、受講を取り消すことができる。尚、上記理由により除籍となった場合は、一切の保証・返金は行わないものとする。

- (1) 受講適否に関する当社の必要な照会に対して虚偽回答や回答を拒否したとき。
- (2) 本研修あるいは当社の名誉を毀損しまたは秩序を乱したとき。
- (3) 故意に当社の施設・設備あるいは実習先の施設・設備等を毀損したとき。
- (4) 講義・実習の進行を妨げるなど、他の受講生の受講・実習の迷惑になる行為を行い、あるいは講師・職員の指示に従わず、改善が認められないと当社が判断したとき。
- (5) 感染症にかかっている者(尚、感染症の疑いある場合は診断書の提出等により非感染が明らかになるまで、受講を中断して頂く場合がある)。
- (6) 定められた学習期間内に全ての科目を修了できなかったとき。
- (7) その他処分を相当とする行為があり、当社がそれを決定したとき。

(その他)

第22条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設け、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。
苦情対応部署： 幕張国際研修センター 電話 043-304-5851
- (2) 本事業により知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
- (3) 受講者等が受講中に知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。

(施行細則)

第23条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認める時は、当社がこれを定める。

(附則)

第1条 この学則は令和2年4月2日から施行する。

以上